



## 令和5年度 幼稚園補助金等の手続きのお知らせ

清瀬市に住所を有し、私学助成を受ける幼稚園（市外幼稚園も含む）に在籍している園児の保護者の方を対象に、  
**補助①「施設等利用給付費」、補助②「保護者負担軽減補助金」、補助③「食材料費補助」**の各補助事業を実施いたします。  
 なお、市外の幼稚園では本書に記載された補助金の給付時期や給付方法、給付回数等、多少異なる面がありますので、  
 ご注意ください。

### 施設型給付園 (新制度移行園)

- ・ 清瀬ひかり幼稚園  
(認定こども園ひかり)
- ・ こばとの森幼稚園
- ・ 市外施設型給付園

### 私学助成園 (新制度未移行園)

- ・ 東星学園幼稚園
- ・ きよせ幼稚園
- ・ 清瀬たから幼稚園
- ・ 清瀬富士見幼稚園
- ・ 清瀬しらうめ幼稚園
- ・ 清瀬ゆりかご幼稚園
- ・ 市外私学助成園



## 01 申請に必要な各書類及び提出先・提出期限について

申請する認定区分に応じて申請書の色と必要書類が異なりますので、申請の際はご注意ください。  
 両方を同時に申請することはできません（どちらかのみ）。

### 新1号認定 の申請に必要な書類

- ①施設等利用給付認定申請書（1号）  
( → **みどり色**の用紙)
- ②住民税課税（非課税）証明書  
(必要な場合があります。P.8をご参照ください)

### 新2号認定・新3号認定 の申請に必要な書類

- ①施設等利用給付認定申請書（2号・3号）  
( → **ピンク色**の用紙)
- ②住民税課税（非課税）証明書  
(必要な場合があります。P.8をご参照ください)
- ③「**保育の必要性**」を証明する書類  
(詳しくは P.8～P.9 をご参照ください)

提出先	提出期限※1
・ <b>在籍する市内私立幼稚園</b> の場合 ……	<b>入園月の前月15日</b> まで (15日が土日祝日の場合には直前の平日)
・ <b>清瀬市子育て支援課</b> の場合 ……	<b>入園月の前月20日</b> まで (20日が土日祝日の場合には直前の平日)

※1 新1号認定 ⇄ 新2号・新3号認定など認定変更の申請をする場合でも、提出期限は上記の通りとなります。

## 02 給付認定について

- 補助の対象となるには、**新1号認定**、**新2号認定**、**新3号認定**、のいずれかの認定を受ける必要があります。このうち、**新2号認定**、**新3号認定**は「**保育の必要性**」の認定を受けているため、**預かり保育料の無償化の対象**となります。

なお、幼稚園の入園当初に満3歳児で新1号認定で申込みをしていますが、次年度で3歳児クラスになる際に新2号認定に変更することは可能です（ただし**遡及適用はできません**ので、提出期限などにご注意ください）。

対象年齢	「保育の必要性」の認定を	認定区分	(P.4~P.5) 補助① 施設等利用給付費			(P.6) 補助②	(P.7) 補助③
			・入園料	・保育料	・預かり保育料(※2)	保護者負担軽減補助金	食材料費補助(※3)
満3歳児クラス ~	受けて <b>いない</b>	新1号認定	○	○	×	○	条件を満たす場合
3歳児クラス ~	受けて <b>いる</b>	新2号認定	○	○	○	○	
満3歳児クラス (市町村民税非課税世帯※4に限る)	受けて <b>いる</b>	新3号認定	○	○	○	○	

※2 預かり保育の利用日数により、月ごとに算定する額が無償化の対象額となります（詳しくはP.5をご参照ください）。

※3 食材料費補助の対象となる条件については、P.7をご参照ください。

※4 令和5年4月から令和5年8月までを令和4年度の市町村民税で、令和5年9月から令和6年3月までを令和5年度の市町村民税で、それぞれ判定します。

### (参考) 令和5年度における市内幼稚園（新制度未移行園）の給付方法 一覧表

市内幼稚園 / 補助	(P.4~P.5) 補助① 施設等利用給付費			(P.6) 補助②	(P.7) 補助③
	・入園料	・保育料	・預かり保育料	保護者負担軽減補助金	食材料費補助
・東星学園幼稚園	現物給付 (※5)	現物給付	償還払い (年2回給付)	償還払い (年2回給付)	償還払い (年1回給付)
・きよせ幼稚園					
・清瀬たから幼稚園					
・清瀬富士見幼稚園					
・清瀬しらうめ幼稚園					
・清瀬ゆりかご幼稚園					

※5 入園料について、園によっては一括支払いの可能性あります。

### 03 給付方法（「現物給付」と「償還払い」）について

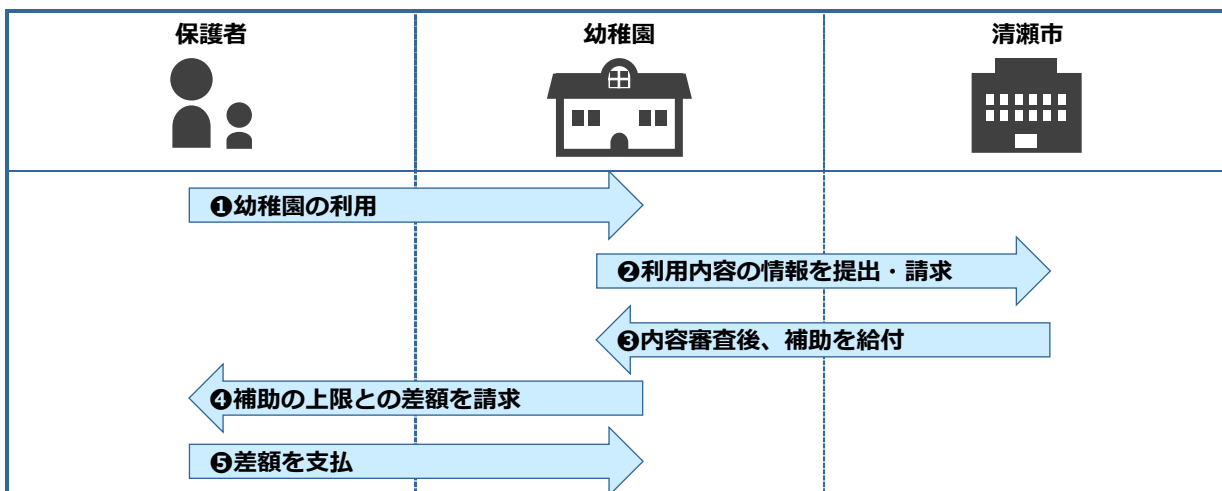
補助の給付方法は、大きく2種類に分かれます。

**各幼稚園において、補助の種類によって給付方法が異なりますので、ご注意ください。**

#### 現物給付

- 「現物給付」とは、該当する補助の対象額について、幼稚園が清瀬市に請求し、清瀬市が施設に給付するお支払方法です。これにより、**保護者が幼稚園への利用料のお支払をする必要がなくなります。**  
ただし、清瀬市が給付する補助の対象額を利用料が上回る場合には、差額のみ幼稚園にお支払いいただくこととなりますので、ご注意ください。
- 幼稚園によっては、入園料等を入園時に一括してお支払いをする必要がありますが、その場合には先に幼稚園へお支払いいただき、その後、在籍する幼稚園から補助分が返金されることとなります。

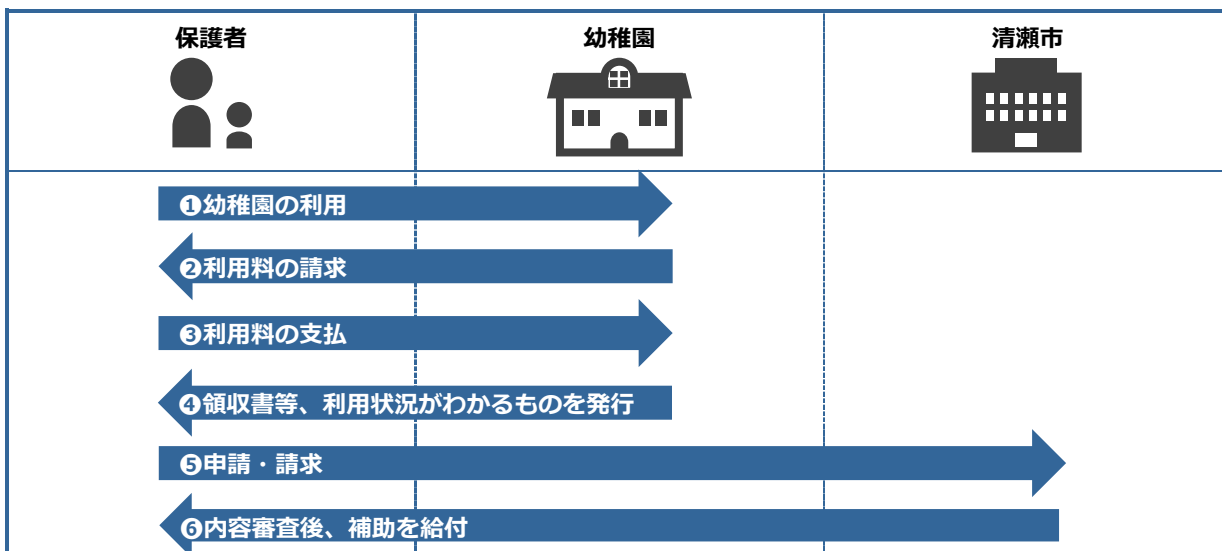
（ 現物給付 のイメージ ）



#### 償還払い

- 「償還払い」とは、**保護者が幼稚園から請求のあった金額を支払い、その後、保護者から清瀬市に補助の対象額の申請・請求をしていただくことで、清瀬市から保護者に給付する方法**となります。
- 利用実績に基づいて補助の対象額が決定する「預かり保育料」「食材料費補助」はこの給付方法となります。

（ 償還払い のイメージ ）



## 04 補助①「施設等利用給付費（入園料+保育料）」について

- 認定区分や所得区分を問わず、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園に通園する場合に、**月額上限25,700円**の範囲で、**入園料+保育料を補助**します。
- 新1号認定、新2号認定、新3号認定の申請書で「施設等利用給付費（入園料+保育料）」の補助申請も兼ねておりますので、**別途申請していただく必要はございません**。
- 「施設等利用給付費（入園料+保育料）」について、**市内の私立幼稚園はすべて「現物給付」となります**（「現物給付」について、詳しくはP.3をご参照ください）。

	← 施設等利用給付費（入園料+保育料） →	← 保護者負担軽減補助金 →	← 預かり保育料 →
新1号 認定 の場合	25,700円	5,300円 ~ 9,700円 <sup>※6</sup>	---
	月当たり補助上限額 ..... 31,000円 ~ 35,400円		

	← 施設等利用給付費（入園料+保育料） →	← 保護者負担軽減補助金 →	← 預かり保育料 →
新2号 認定 の場合	25,700円	5,300円 ~ 9,700円 <sup>※6</sup>	上限 <b>11,300円</b>
	月当たり補助上限額 ..... 31,000円 ~ 46,700円		

	← 施設等利用給付費（入園料+保育料） →	← 保護者負担軽減補助金 →	← 預かり保育料 →
新3号 認定 の場合	25,700円	5,300円 ~ 9,700円 <sup>※6</sup>	上限 <b>16,300円</b>
	月当たり補助上限額 ..... 31,000円 ~ 51,700円		

※6 「保護者負担軽減補助金」の補助額については、P.6にあります【補助金額表】をご参照ください。

## 05 補助①「施設等利用給付費（預かり保育料）」について

- 預かり保育料は、園児の利用実績に基づいて補助額を決定するため、**あらかじめ保護者から在籍する幼稚園に利用額をお支払いいただく必要があります。その後、保護者からの申請に基づき、清瀬市から保護者に補助額をお支払いいただく「償還払い」となります**（「償還払い」について、詳しくは P.3 をご参照ください）。
- 預かり保育料の補助額は、以下の通りとなります。  
（各幼稚園によって利用料金・利用形態が異なりますので、下記「預かり保育支給額の計算例」をご参照ください）



【預かり保育補助額の計算例】 (新2号認定の場合)	① 450 円/1日あたり × (利用日数) の額	② 実際に園に支払った額	補助額
(例1) ・ 8,000 円/1 月あたり (月額) ・ 20 日利用	9,000 円 (450 円 × 20 日)	8,000 円	8,000 円 ( A > B )
(例2) ・ 8,000 円/1 月あたり (月額) ・ 16 日利用	7,200 円 (450 円 × 16 日)	8,000 円	7,200 円 ( A < B )
(例3) ・ 400 円/1 日あたり (日額) ・ 20 日利用	9,000 円 (450 円 × 20 日)	8,000 円 (400 円 × 20 日)	8,000 円 ( A > B )
(例4) ・ 200 円/1 時間あたり ・ 3 時間/1 日あたり、20 日利用	9,000 円 (450 円 × 20 日)	12,000 円 (200 円 × 3 時間 × 20 日)	9,000 円 ( A < B )
(例5) ・ 400 円/1 日あたり (日額) ・ 26 日利用	11,300 円 (月額上限 <sup>※7</sup> ) (450 円 × 26 日 > 11,300)	10,400 円 (400 円 × 26 日)	10,400 円 ( A > B )
(例6) ・ 200 円/1 時間あたり ・ 3 時間/1 日あたり、26 日利用	11,300 円 (月額上限 <sup>※7</sup> ) (450 円 × 26 日 > 11,300)	15,600 円 (200 円 × 3 時間 × 26 日)	11,300 円 ( A < B )

- 申請書の配布及び補助額の給付は、下表のとおり**年2回**に分けて、対象期間分をそれぞれまとめて行います。
- 申請書は、在籍する幼稚園を通して配布されます。  
なお、**申請書の提出先及び提出期限については、申請書と併せて配布する通知文にて記載いたしますので、そちらでご確認ください。**

預かり保育 利用対象期間	令和5年										令和6年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
申請書配布時期	令和5年 7月下旬 ~ 9月上旬					令和6年 1月下旬 ~ 2月上旬							
給付時期	令和5年 10月末 (予定)					令和6年 5月末 (予定)							

## 06 補助②「保護者負担軽減補助金」について

- 「施設等利用給付費」は全国的な制度であり、新制度未移行の幼稚園在籍児に月額 25,700 円を上限として補助を行うのに対し、「保護者負担軽減補助金」とは、**月額 25,700 円（＝施設等利用給付費の補助部分）を超過する保育料及びその他納付金<sup>※8</sup>について、東京都と清瀬市で合わせて下記【補助金額表】の単価範囲内で補助を行うもの**です。

※8 「その他給付金」とは、園則に定められたものであり、保護者が毎年度徴収されるものに限り、一部の園児のみ対象とするもの及び実費負担にあたるものは対象外となります。具体的には、施設維持管理費、冷暖房費、保健衛生費、実習教材費等が対象外となります。

### 【補助金額表】

区分	補助対象区分	令和 5 年度 補助限度額（月額）		
		第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
1	生活保護世帯 <sup>※9</sup> 又は 市町村民税非課税世帯 <sup>※9</sup> のうち、ひとり親等 <sup>※12</sup>	9,700 円	9,700 円	9,700 円
2	市町村民税非課税世帯 <sup>※9</sup> 又は 第 3 区分該当のうち、ひとり親等 <sup>※12</sup>	6,700 円		
3	世帯の 77,101 円 未満	5,300 円 <sup>※11</sup>	5,300 円 <sup>※11</sup>	9,100 円
4	令和 4 年度（令和 5 年 4 月分～令和 5 年 8 月分を算定） 211,201 円 未満			
5	令和 5 年度（令和 5 年 9 月分～令和 6 年 3 月分を算定） 256,301 円 未満			
6	の市町村民税所得割額 <sup>※10</sup> の合計額が 256,301 円 以上			5,300 円

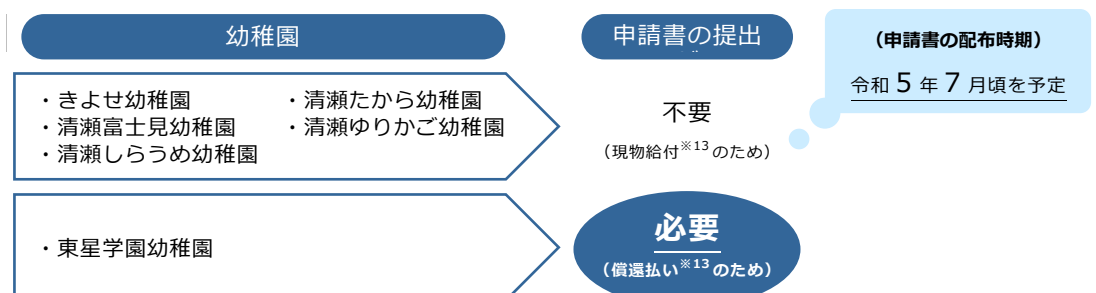
- ※9 令和 5 年 4 月から令和 5 年 8 月までを令和 4 年度の市町村民税で、令和 5 年 9 月から令和 6 年 3 月までを令和 5 年度の市町村民税で、それぞれ判定します。
- ※10 父母ともに市町村民税所得割課税額が非課税で、同居している祖父母等がいる（同世帯・別世帯問わず）場合は、同居している祖父母等も含めての算定となります（「市町村民税所得割課税額」について、詳しくは P.8 をご参照ください）。
- ※11 区分が 3～6 で第 1 子・第 2 子の場合、都の補助額 1,800 円は保育料のみ対象となります。
- ※12 ひとり親等とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯となります。
- 生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者
  - 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のいない者で現に児童を扶養している者
  - 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
  - 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
  - 精神保健及び精神障害者福祉に係る法律第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
  - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）
  - 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）
  - その他清瀬市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

#### （保護者負担軽減補助金）

都）1,800 円～6,200 円  
市）3,500 円  
合計）5,300 円～9,700 円

区分	市町村民税所得割額が	「第 1 子、第 2 子、第 3 子以降」の子どもの人数のカウント方法								
1	77,101 円 未満 の世帯	世帯が同一である等の生計を一にする子のうち、最年長者から順にカウント								
2		<table border="0"> <tr> <td>第 1 子</td> <td>第 2 子</td> <td>第 3 子</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小学 4 年生</td> <td>小学 3 年生</td> <td>年長</td> </tr> </table>	第 1 子	第 2 子	第 3 子				小学 4 年生	小学 3 年生
第 1 子	第 2 子	第 3 子								
小学 4 年生	小学 3 年生	年長								
3	77,101 円 以上 の世帯	小学校 3 年生以下の兄弟・姉妹のうち、最年長者から順にカウント								
4			<table border="0"> <tr> <td>第 1 子</td> <td>第 2 子</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小学 4 年生</td> <td>小学 3 年生</td> </tr> </table>	第 1 子	第 2 子			小学 4 年生	小学 3 年生	
第 1 子			第 2 子							
小学 4 年生	小学 3 年生									
5	<table border="0"> <tr> <td>第 1 子</td> <td>第 2 子</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小学 4 年生</td> <td>年長</td> </tr> </table>	第 1 子	第 2 子			小学 4 年生	年長			
第 1 子	第 2 子									
小学 4 年生	年長									
6										

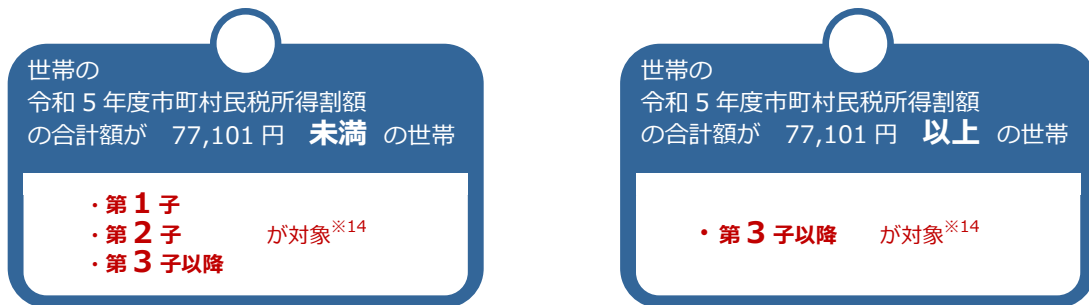
- 「保護者負担軽減補助金」の補助を受けるにあたり、**在籍する幼稚園によっては保護者の方に申請書を提出していただく必要があります**（市内の幼稚園の場合、在籍する幼稚園を通して年に一度、配布されます）。
- なお、**申請書の提出先及び提出期限については、申請書と併せて配布する通知文にて記載いたしますので、そちらでご確認ください。**
- 「償還払い」の園の場合、補助額の給付は**年 2 回（令和 5 年 9 月末、令和 6 年 4 月末を予定）に分けて行います。**
- 未提出や提出遅滞の場合、補助を受けられなくなることがありますのでご注意ください。



※13 「現物給付」「償還払い」について、詳しくは P.3 をご参照ください。

## 07 補助③「食材料費補助」について

- 給食費であって人件費・設備費を除く食材料費のうち、
  - ・主食費（ごはん・麺等） …… 月額上限 3,000 円
  - ・副食費（おかず等） …… 月額上限 4,500 円 の範囲内で、実績に応じて補助を行います。
- 食材料費の補助は、下記のとおり、**世帯の所得区分によって異なります。**  
 なお、父母ともに市町村民税所得割課税額が非課税で、同居している祖父母等がいる（同世帯・別世帯問わず）場合は、同居している祖父母等も含めての算定となります。

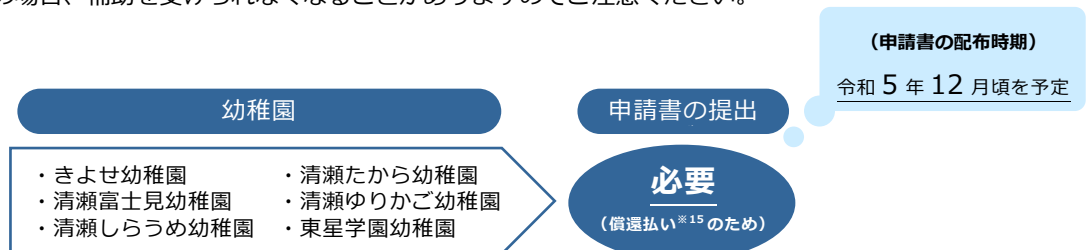


※14 「第1子、第2子、第3子以降」の子どもの人数のカウント方法について、詳しくは P.6 をご参照ください。

### （参考）P.6 の【補助金額表】の補助対象区分との比較

区分	補助対象区分	第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯 又は 市町村民税非課税世帯のうち、ひとり親等	対象	対象	対象
2	市町村民税非課税世帯 又は 第3区分該当のうち、ひとり親等			
3	世帯の 令和5年度 の市町村民税所得割額の合計額が	対象外	対象外	
4	77,101 円 未満			
5	211,201 円 未満			
6	256,301 円 未満			
	256,301 円 以上			

- 園児の利用実績に基づいて補助額を決定するため、**あらかじめ保護者から在籍する幼稚園に給食費をお支払いいただく必要があります。その後、保護者からの申請に基づき、清瀬市から保護者に補助額をお支払いいたします。**
- 補助額の給付は、**年1回（令和6年5月末予定）にまとめて行います。**
- 申請書は、在籍する幼稚園を通して配布されます。  
 なお、**申請書の提出先及び提出期限については、申請書と併せて配布する通知文にて記載いたしますので、そちらでご確認ください。**
- 未提出や提出遅滞の場合、補助を受けられなくなることがありますのでご注意ください。



※15 「償還払い」について、詳しくは P.3 をご参照ください。

- 給食費について、「清瀬市子育て・キラリ・クーポン」をご利用いただくことが可能です。  
 利用にあたっては、清瀬市福祉・子ども部子ども家庭支援センター（TEL: 042-495-7701）にお問い合わせください。  
 なお、**食材料費補助の対象者の方が利用された場合、補助とクーポン利用分の併給はできません**のでご注意ください。



## 08 申請に必要な書類②「住民税課税（非課税）証明書」について

- 各補助金のうち、補助②「保護者負担軽減補助金」の補助額及び補助③「食材料費補助」の対象となるかについては、世帯の市町村民税所得割課税額<sup>※16</sup>の合計額に応じて決定されます。
- 世帯とは、園児と生計を共にしているすべての方をいい、世帯構成員のうち2人以上（父母）に所得がある場合には、原則としてその合計額となります。また、**父母ともに市町村民税所得割課税額が非課税で、同居している祖父母等がいる（同世帯・別世帯問わず）場合は、同居している祖父母等も含めての算定となります。**

対象補助／算定期間	令和5年										令和6年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
② 保護者負担軽減補助金	世帯の令和4年度市町村民税所得割課税額 <sup>※16</sup> の合計額					世帯の令和5年度市町村民税所得割課税額 <sup>※16</sup> の合計額							
③ 食材料費補助	世帯の令和5年度市町村民税所得割課税額 <sup>※16</sup> の合計額										世帯の令和5年度市町村民税所得割課税額 <sup>※16</sup> の合計額		

※16 以下の控除の適用前の所得割課税額で算定します。

- |                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| ① 寄附金税額控除額          | ④ 配当所得控除額       |
| ② 外国税額控除額           | ⑤ 住宅借入金等特別税額控除額 |
| ③ 配当割額・株式等譲渡所得割額控除額 |                 |

- 各年度の市町村民税所得割課税額の確認は、住民税課税（非課税）証明書で行います。
  - ④ 清瀬市に住民登録されたのがいつか
  - ⑧ 入園希望時期がいつか
 によって下表のとおり必要な証明書が異なりますので、ご注意ください。出産・育児休暇などで収入がない場合でも、下表の「不要」に該当しなければ、非課税証明書をご提出していただく必要があります。

入園希望月 / 清瀬市に	令和4年1月1日以前から	令和4年1月2日以降	令和5年1月2日以降
令和5年4月入園 から 令和5年8月入園 まで	不要 <sup>※17</sup>	令和4年度	令和4年度・令和5年度
令和5年9月入園 から 令和6年3月入園 まで	不要 <sup>※17</sup>	不要 <sup>※17</sup>	令和5年度

※17 清瀬市の税情報で確認しますので提出の必要はありませんが、令和3年分・令和4年分の所得について未申告の場合など、税情報の確認できない世帯は補助金が交付されないことがありますので、早急に申告してください。（国外に居住等して申告ができなかった方については、子育て支援課までご連絡ください。）

## 09 申請に必要な書類③「保育の必要性」を証明する書類について

- 保育の必要性の認定要件及び認定期間は、下記のとおりです。

	認定事由	保育を必要とする事由と認定期間
1	就 労	月12日以上かつ月48時間以上働いている場合 → 就労期間中（ただし、1日4時間を下回る場合は3か月以内に1日4時間以上の就労をすることが必要）
2	求 職	求職中の場合 → 3か月以内（期間内に就労要件を満たす必要あり）
3	出 産	出産する場合 → 出産予定月及びその前後各2か月（最長5か月）以内
4	育休特例 <sup>※18</sup>	すでに幼稚園に在籍しており、継続利用が必要である場合 → 育児休業の対象のお子様 <sup>※18</sup> が1歳になる日の属する年度の年度末（3月末日）まで
5	みなし育休特例 <sup>※18</sup>	すでに幼稚園に在籍しており、継続利用が必要である場合で、育児休業を取得できない職種の場合 → 最長で育児休業の対象のお子様 <sup>※18</sup> が1歳になる日の属する年度の年度末（3月末日）まで
6	疾病・障害	疾病、負傷、心身の障害などにより児童の保育ができない場合 → 入院、通院、療養期間
7	介護・看護	常時かつ長期に看護、介護にあっている場合 → 介護・看護期間
8	災害復旧	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧にあっている場合 → 災害復旧期間
9	就 学	保護者が週3日以上かつ昼間4時間以上の就学の場合 → 就学期間
10	そ の 他	その他、上記に類する状態として市長が認める場合

※18 育休特例利用については、すでに就労で認定を受けており、育児休業を取られる方が対象となります。初めて新2号認定を受ける方については、認定を受けることはできません。



(参考)「保育を必要とする事由」を証明する書類一覧表

	保護者の状況	提出が必要な書類※19 (●は必須、数字○はいずれかの提出が必要)	備考
1	常勤 パート 内職	●就労証明書※20 (事業者が証明)	就労先等が2か所以上の方は、それぞれの就労先の就労証明書をご提出ください。
2	就労内定先 がある場合	●就労証明書※20 (事業者が証明)	「11 就労実績」には、就労を開始してからの3か月間の見込みで日数・時間ともに記入を依頼してください。
3	自営業 個人事業主 フリーランス	●就労証明書※20 ①確定申告書 (令和3年までに就労を開始した方) ②開業届 (令和4年以降に就労を開始した方)	就労証明書と合わせて、左記のとおり、自営業を行っていることが確認できる書類の提出が必要です。 ※左記の書類が提出できない場合 ・報酬のわかるもの ・請負契約書 ・営業上必要な材料の仕入れ伝票 などで確認をさせていただきます。
4	法人経営者	●就労証明書※20 ①源泉徴収票 (令和3年までに設立された方) ②登記簿謄本 (令和4年以降に設立された方)	就労証明書と合わせて、左記のとおり、法人の経営者であることが確認できる書類の提出が必要です。
5	自営業の協力者	●就労証明書※20 (事業者が証明) ①源泉徴収票 又は 確定申告書 (令和3年までに就労を開始した方) ②青色事業専従者給与に関する届出書 (令和4年以降に就労を開始した方)	就労証明書と合わせて、左記のとおり、事業主より給与の支払いが確認できる書類の提出が必要です。
6	親族経営会社 への従事者	●就労証明書※20 (事業者が証明) ①源泉徴収票 (令和3年までに就労を開始した方) ②雇用契約書 (令和4年以降に就労を開始した方)	就労証明書と合わせて、左記のとおり、雇用契約又は給与の支払いが確認できる書類の提出が必要です。
7	育児休業 みなし育児	●就労証明書※20 (事業者が証明) 産休/育児の取得(予定)欄の記載又は元の勤務先に戻ることができる旨の証明書の提出が必要	下記の①又は②に該当する場合であって、休業前に給付認定(新2号認定)の就労で幼稚園等に在籍している場合には、生まれたお子様が1歳になる年度の末日まで当該幼稚園等での保育の継続ができます。 ① 育児休業を取得する場合 ② 育児休業を取得できないが、休業後には元の勤務先に育児休業を取得する前と同条件で復帰することを事業者が認めている場合
8	求職中	-	書類の提出は必要ございません。 「施設等利用給付認定申請書(2号・3号)」の裏面②に必要事項をご記入ください。
9	病気又は心身に 障害がある場合	①医師の診断書※20※21 ②障害者手帳等の写し	「施設等利用給付認定申請書(2号・3号)」の裏面⑤又は⑥に必要事項をご記入ください。
10	親族の看護又は 介護をしている場合	●介(看)護状況届出書 ①医師の診断書※20※21 ②ケアプラン 又は 障害者手帳等 の写し	・具体的な状況を「介(看)護状況届出書」にご記入ください。 「介(看)護状況届出書」については、清瀬市ウェブサイト又は窓口で入手してください。 ・「施設等利用給付認定申請書(2号・3号)」の裏面⑦に必要事項をご記入ください。
11	大学や職業訓練学校 に通学している場合	●時間割 ①在学証明書※20 ②学生証の写し	「施設等利用給付認定申請書(2号・3号)」の裏面⑧に必要事項をご記入ください。
12	出産する場合	●母子健康手帳の写し	・表紙及び分娩予定日のわかるページの写しを提出してください。 ・「施設等利用給付認定申請書(2号・3号)」の裏面④に必要事項をご記入ください。

※19 兄弟・姉妹の園児分を同時に申請する場合、保育の必要性を証明する書類は、下の園児に原本、上の園児にコピーを添付してください。

※20 各証明書、診断書の有効期限は、申込時点で証明日から3か月以内です(コピーでも構いません)。

※21 診断書を提出された場合はその内容で保育の必要性を確認するため、保育の認定ができない場合があります。

## 10 その他注意事項

### ・補助対象経費について

- **補助②「保護者負担軽減補助金」**の補助額及び**補助③「食材料費補助」**の対象となるかについては世帯の市町村民税所得割課税額に応じて決定されますが、令和4年度・令和5年度市町村民税の**未申告等**により税額が決定又は確認できない世帯につきましては、「現物給付」の場合には補助なしとなるため**在籍する幼稚園**から後日請求されることや、「償還払い」の場合には清瀬市からの補助の給付が受けられないことがあります。
- 月途中での入園・退園又は住所異動等により、補助金が日割り補助又は減額となる場合があります。
- 補助①「施設等利用給付費」と補助②「保護者負担軽減補助金」は、二つの補助金の合計額が、当該年度に納付する入園料・保育料・施設維持管理費等のその他の納付金の合計額を超えて補助することはできません。
- **バス代、教材費、行事代、アルバム代、PTA 会費等は補助の対象外です。**
- **新1号認定**の児童でも、通院等の理由や緊急的な事情により幼稚園とのご相談の上、預かり保育を利用することは可能ですが、預かり保育料は補助の対象外のため、すべて保護者負担となります。  
なお、保護者負担について、「清瀬市子育て・キラリ・クーポン」をご利用いただくことができます。  
利用にあたっては、清瀬市福祉・子ども部子ども家庭支援センター（TEL：042-495-7701）にお問い合わせください。

### ・給付認定について（就労を開始、求職中になるなど認定に変更が生じる場合など）

- 市で決定した認定期間までが補助の有効期間です。  
**新1号認定** …………… 幼稚園に在籍する限り、小学校就学前までの期間で認定します。  
**新2号認定・新3号認定** …… 「保育の必要性」に応じて、市で認定期間を決定します。
- **新2号認定・新3号認定**の方は、認定期間が終了する前に手続きを行い、「保育の必要性」の理由の変更や延長等の手続きを行ってください。  
認定期間が終了すると、無償化部分についても補助の対象外となりますので、ご注意ください。
- 延長等ができない場合や「保育の必要性」がなくなった場合、**新1号認定**へと切り替わる変更手続きが必要です。また、**新2号認定・新3号認定**を継続中でも、就労状況や家庭の状況が変更した場合には「**家庭状況変更届**」及び必要書類を提出していただくこととなります。  
提出期限はP.1に記載の通りです。必ず提出期限までにご提出ください。
- **認定は遡ることができません。**  
必ず利用前に申請をしていただきますようお願いいたします。

### ・その他

- **新2号認定・新3号認定**の児童については、利用している幼稚園等で、  
① 教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満  
② 年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数 200日未満  
の①②のいずれかの要件に該当する場合のみ、認可外保育施設、病児保育事業、ファミリーサポート事業、一時預かり事業も併せて預かりの上限の範囲内で対象とすることができます。  
上記要件に該当するかは在籍する幼稚園にお問い合わせください（**市内幼稚園は対象とはなりません**）。

#### お問い合わせ

〒204-8511  
東京都清瀬市中里五丁目 842 番地  
清瀬市福祉・子ども部子育て支援課保育・幼稚園係  
TEL 042-497-2086（直通）  
FAX 042-492-2415